

新規評価箇所検討一覧表

番号	種別	事業区分	事業名	(路河川・地区名) 箇所名等	施工箇所		計画 位置づけ	必要性・効果 実施環境 判断	予算化等状況	総事業費 (百万円)	H24(25)年 度事業費 (百万円)	公・単 完成年度
					市町名	旧市町名 町・大字等						
1	クリーク防災、 産業活性化	生活関連、 産業活性化	クリーク防災機能 保全対策事業	神崎市西部地区	神崎市	神崎町 千代田町	用排水路工 L=73, 900m	A A B I	H25当初	6,561	30	公 H34
2	クリーク防災、 産業活性化	生活関連、 産業活性化	クリーク防災機能 保全対策事業	神崎市東部地区	神崎市	神崎町 千代田町	用排水路工 L=41, 056m	A A B I	H25当初	2,603	40	公 H34
3	クリーク防災、 産業活性化	生活関連、 産業活性化	クリーク防災機能 保全対策事業	上峰地区	上峰町		用排水路工 L=7, 000m	A A B I	H25当初	573	40	公 H29
4	漁港	産業活性化	県営漁港機能高度 化事業	福所江漁港 (永田地区)	小城市	芦刈町 永田	漁港漁船保管施設用地 整備A=9, 500m ²	B A A I	H25当初	183	76	公 H27

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課	課 長	青山 健治
			佐賀中部農林事務所	所 長	平川 貴

事 業 区 分	生活関連 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費 6,561 百万円	
		クリーク防災機能保全対策事業	神埼市西部		
事 業 地		着工予定年度		完成予定年度	
神埼市神埼町、千代田町		平成25年度		平成34年度	
事 業 目 的		事 業 内 容			
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>		水路工 ライニング（木柵工） L=73,900m			
評価の視点	評 価 内 容			評 価	
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（既存ストックの有効利用（いかす））(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(40/40) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 			A (100)	
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 			A (100)	
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 			B (70)	

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I 緊急的に事業を実施	特になし

定性評価調書

○自然環境保全

内 容

本地区は、神埼市田園環境整備マスターplanにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。

しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容

工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。

施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壤・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容

掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は原則行わない。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課	課 長	青山 健治
			佐賀中部農林事務所	所 長	平川 貴

事 業 区 分	生活関連 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費 2,603 百万円	
		クリーク防災機能保全対策事業	神埼市東部		
事 業 地		着工予定年度		完成予定年度	
神埼市神埼町、千代田町		平成25年度		平成34年度	
事 業 目 的		事 業 内 容			
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>		水路工 ライニング（木柵工） L=41,056m			
評価の視点	評 価 内 容			評 価	
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（いかす）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(40/40) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 			A (100)	
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 			A (100)	
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 			B (70)	

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I 緊急的に事業を実施	特になし

定性評価調書

○自然環境保全

内 容

本地区は、神埼市田園環境整備マスターplanにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。

しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容

工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。

施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壤・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容

掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は原則行わない。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

(様式 3)

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課 鳥栖農林事務所	課 長 所 長	青山 健治 杉町 信幸
------------	---------	------------	------------------	------------	----------------

事 業 区 分	生活関連・ 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	573百万円				
		クリーク防災機能保全 対策事業	上峰地区						
事 業 地		着工予定年度		完成予定年度					
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所、前牟田、江迎		平成25年度		平成34年度					
事 業 目 的		事 業 内 容							
クリークの護岸整備を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復させることで農業面その他の湛水被害を防止する。		水路工 L=7,000m (木柵工)							
評価の視点	評 価 内 容				評 価				
(1)位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略(既存ストックの有効利用(いかす))(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(40/40) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (100)				
(2)必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路に亀裂が発生し、崩壊の危険性がある(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5) ・費用対効果(B/C)が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (100)				
(3)実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(10/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(0/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (80)				

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容

本地区は、上峰町第4次総合計画の中で田園ゾーンに区分され農業環境と共存する良好な居住空間の創出を図ることと位置づけられているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。

しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容

工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。

施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壤・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容

掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は最小限にとどめる。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

佐賀県総合計画2011の“進”重点項目(3)間伐材等を利用したクリーク護岸の整備 に位置づけられている。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課 佐賀中部農林事務所	課 長 所 長	青山 健治 平川 貴
------------	---------	------------	--------------------	------------	---------------

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	183 百万円				
		県営漁港機能高度化 事業	福所江漁港(永田地 区)						
事 業 地		着工予定年度		完成予定年度					
		平成25年度		平成27年度					
事 業 目 的		事 業 内 容							
本漁港は、有明海湾奥部で福所江の河口に位置し、佐賀市久保田町及び小城市芦刈町の両町にまたがる漁港である。 当地区は河川内の漁港であるため十分な防波施設が設置できず、漁業者は常に台風時の漁船の安全確保に苦慮しているのが現状である。 このため、漁船が安全に係留できるよう漁船保管施設用地の整備を行うものである。		漁船保管施設用地 A=9,500 m ² 造成							
評価の視点	評 価 内 容	評 価							
(1)位置づけ	・県土づくり本部戦略(既存ストックの有効利用(いかす))(10/10) ・漁業の振興・地域の活性化として、安全で快適な漁業地域の形成の1項目に該当する。(30/50) ・漁港の位置付けとして、漁港事業計画に位置付けがあり、総合計画、地域防災計画の位置付けはなく、1項目に該当。(10/20) ・漁港漁場整備法での漁港の位置付けが、1種漁港である。(10/20)	B (60)							
(2)必要性・効果	・事業の効果として、費用対効果(B/C)が1.05であり、1.0以上～1.5未満に該当。(50/60) ・施設の現況として漁船の安全な保管場所が不足しており、防災安全施設の不足、漁港用地の不足の2項目に該当。(30/40)	A (80)							
(3)実施環境	・関係者の合意形成状況として、事業に対し要望が強く協力的(事業の要望書・同意書有)で、負担金・用地買収などの調整が図られている。(60/60) ・工事の影響として、区域・工法・工事時期等を関係機関と協議中である。(20/40)	A (80)							

評 価	BAA	条 件 等
判 断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容

粉塵防止のため、地盤改良は現地で攪拌しない改良材を持ち込み転圧する工法を採用する。
改良材などが水路に流出しないように溝を掘るなどして対応する。

※ 大気・水・土壤・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容

碎石については再生材を使用していく。また、盛土材についても他事業の掘削土を流用する予定である。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。